

合理的配慮の提供事例報告書【小学校】

事例の概要

A市B小学校に在籍するC児は、場面緘黙で学校において言葉を表出することが難しい。そのため、意思表示において、生活・学習支援をしてもらいたいとの申し出があった。校内支援委員会にて具体的な合理的配慮について協議した。カードを用いての選択、筆談を用いての意思表示、自立活動の内容の工夫を行うことで合意形成に至った。

1 対象児童の障害種

2 障害の程度

※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か

3 在籍状況

4 学年

5 対象児童の実態

小学校入学時は通常の学級在籍として入学した。1、2年時は特に場面緘黙的な様子は見られなかったが、3年生の後半からその様子が見られた。徐々に集団不適應をおこし、学校に通いにくい状態となった。5年生進学時に特別支援学級に在籍変更し、安心した環境で学習することで、表情も柔和になり、非言語での意思表示も見られるようになった。

6 対象児童についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

- 1 保護者からの申し出
- 2 C児が安心した状態で過ごせること、意思表示についての個別の支援を行うこと。
- 3 校内支援委員会を開催し、申し出の内容確認、具体的支援の在り方、個別の教育支援計画への明記などを話し合い、その内容を保護者及び本人と確認した。
- 4 C児の意思表示の仕方、学校生活・学習への支援方法を中心に話し合った。
- 5 随時、支援方法について見直しを図り、合理的配慮を提供している。

7 基礎的環境整備の視点と概要

基礎③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導

これまでの配慮事項を個別の教育支援計画等を通じて確認し、配慮事項においては随時追記している。

基礎⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導

本人の心理的安定を考え、特別支援学級の中に個別のブースを確保し、必要に応じて活用している。

8 合理的配慮の観点と概要

合理①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

個別の学習においては、非言語でのやりとりが可能となるように、選択カードを用意したり、筆談を用いて学習を進めている。また、交流及び共同学習におけるグループ討議については、本人の気持ちを優先し、意思表示について自己決定できるように複数のツールを用意している。

合理①-2-3 心理面・健康面の配慮

特別支援学級の中に個別のブースを用意し、本人が必要に応じて利用している。また、教職員にC児について共通理解を図り、意思表示の受け答えについて同様の対応をしている。

9 成果と課題

C児の心理的安定を図ると共に、意思表示において複数の方法を用意し、自己決定できるようにしたことで、本児の表情が柔和になり、積極性が見られるようになった。また、教職員の理解も深まり、学校全体として支援体制を整えることができた。

課題としては、中学校への進学にあたり、友人関係が広がることから、C児の意思表示の決定、周りの子の理解を共に進めていくことが必要となる。